

鹿沼市監査委員告示第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、鹿沼市農業委員会から監査の結果に基づく措置について通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。

令和5年3月24日

鹿沼市監査委員 高田悦夫

鹿沼市監査委員 舘野裕昭

監査の種類	地方自治法第199条第2項の規定による行政監査
監査結果報告日	令和4年12月21日付 監第49号
措置結果通知日	令和5年2月28日付 農委第113号
監査結果	(指摘事項) 随意契約についての行政監査において、鹿沼市財務規則第76条の2では、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の随意契約をする場合、「(1) 契約を締結する前において、当該契約の名称、履行場所、契約の概要、当該契約の相手方の名称、資格要件及び締結の時期について公表すること」、「(2) 契約を締結した後において、当該契約の相手方となった者の名称及び所在地、契約金額、契約締結日並びに契約期間について公表すること」と定めているが、総合政策部、保健福祉部、農業委員会事務局において公表していない課等が確認された。該当の契約事務内容を再度整理し、規則通り運用することを求める。
措置内容	「農業委員会事務局 随意契約公表簿」を作成し、閲覧に供することとした。